

10. 税金の軽減・各種割引

税金

税の控除など

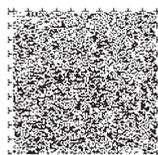
身 知 精

下記のような税の控除、非課税制度があります。詳しくは各窓口にお問い合わせください。

		身体障害者手帳1・2級 愛の手帳1・2度 精神障害者保健福祉手帳1級	身体障害者手帳3～6級 愛の手帳3・4度 精神障害者保健福祉手帳2・3級	担当窓口
国 税	所得税	納税者または扶養親族等が 障害者のとき特別障害者控除 (扶養親族等が同居の時は 同居特別障害者控除)	納税者または扶養親族等が 障害者のとき普通障害者控除	(確定申告) 立川税務署 〒190-8565 立川市緑町4-2 電話 (042) 523-1181 (源泉徴収) 勤務先の給与担当
	相続税	障害者控除 (本人控除)	障害者控除 (本人控除)	立川税務署 電話 (042) 523-1181
	贈与税	非課税制度あり	非課税制度あり	
都 税	個人 事業税	納税者または扶養親族等が 障害者のとき減免制度あり	納税者または扶養親族等が 障害者のとき減免制度あり	立川都税事務所 〒190-0022 立川市錦町4-6-3 電話 (042) 523-3171
市 税	住民税 (森林環境税 を含む)	納税者または扶養親族等が 障害者のとき特別障害者控除 (扶養親族等が同居の時は 同居特別障害者控除)	納税者または扶養親族等が 障害者のとき普通障害者控除	課税課 電話 (042)325-0111(代表)
		所得金額によって、非課税となることがあります。		



税金の軽減・各種割引



自動車税・軽自動車税(環境性能割・種別割)の減免

身

知

精

(自動車又は軽自動車を取得したときにかかる税金(環境性能割))
(自動車又は軽自動車を保有しているときにかかる税金(種別割))

〈対象〉下表のいずれかの障害のある方

(1) 身体障害者		
障害区分	障害の程度	
視覚障害	1級～3級・4級の1	
聴覚障害	2級・3級	
平衡機能障害	3級・5級	
音声機能又は言語機能障害	3級(こゝ頭摘出に係るものに限る)	
上肢機能障害	1級・2級	
下肢機能障害	1級～6級	
体幹機能障害	1級～3級・5級	
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能障害	1級・2級
	移動機能障害	1級～6級
心臓機能障害	1級・3級・4級	
じん臓機能障害	1級・3級・4級	
呼吸器機能障害	1級・3級・4級	
ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	1級・3級・4級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級	
肝臓機能障害	1級～4級	
(2) 知的障害者		
愛の手帳	1度～3度	
(3) 精神障害者		
精神障害者保健福祉手帳	1級	

上表に該当する方で、次の①②のいずれかにあてはまる方は、減免措置を受けられます。

- ①上表に該当する障害者本人、またはその方と生計を同じくする方が所有(登録)し、もっぱら障害者のために使用する自動車(軽自動車)について、一定の条件に該当する場合(障害者の方1人につき1台に限ります。)
- ②障害者が利用できる構造を持った自動車(軽自動車)について、もっぱら障害者が利用するために車いすの昇降装置や固定装置などを取り付けたもの(「車いす移動車」、「入浴車」等の車両)

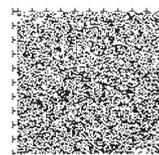
〈問合せ〉

自動車又は軽自動車を取得した場合、自動車を保有している場合

- ・東京都自動車税コールセンター 電話 (03) 3525-4066
受付時間：月～金曜日 午前9時～午後5時(祝日、年末年始を除く)
- ・多摩自動車税事務所 〒186-0001 国立市北3-30 電話 (042) 522-8271
- ・立川都税事務所 電話 (042) 523-3171

軽自動車を保有している場合

- ・課税課 電話 (042) 325-0111 (代表)



税金の軽減・各種割引

各種割引

家庭ごみ市指定収集袋・粗大ごみの減免

身 知 精

担当窓口 環境対策課

家庭ごみ市指定収集袋（有料袋）の減免

減免対象世帯には、減免期間中1回に限り、市指定収集袋（有料袋）を申請に基づき、一定枚数を無料で交付（配布）する制度があります。住民票上の世帯構成などをもとに、申請時点での配布枚数が規定されています。

粗大ごみの減免

粗大ごみも減額免除が受けられます。排出される場合は環境対策課へお越しいただき、手続きをしてください。

※申請限度は特にありません。なお、大量に出される場合は次週に分けて収集する場合がありますので、ご了承ください。

〈対 象〉

- (1) 生活保護受給世帯
- (2) 児童扶養手当受給世帯
- (3) 特別児童扶養手当受給世帯
- (4) 遺族基礎年金（旧母子福祉年金等）支給を受けている方の属する世帯
- (5) 身体障害者手帳1・2級の交付を受けている方が属し、かつ住民税非課税世帯
- (6) 愛の手帳1・2度の交付を受けている方が属し、かつ住民税非課税世帯
- (7) 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方が属し、かつ住民税非課税世帯
- (8) 全世帯員が満75歳以上の住民税非課税世帯

〈問 合 せ〉 環境対策課 電話 (042) 312-8679 FAX (042) 325-1380 (代表)

NHK受信料の免除

身 知 精

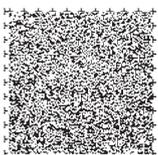
次の場合、NHK放送受信料が免除されます。※免除申請書は障害福祉課にあります。

〈全額免除〉 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方がいる世帯で、その世帯全員が市民税非課税である場合。

〈半額免除〉 次の場合は半額免除となります（NHKの放送受信契約者が世帯主の場合）。

- (1) 世帯主が身体障害者手帳を持っている視覚障害者または、聴覚障害者である場合
- (2) 世帯主の身体障害者手帳の障害等級が1・2級である場合
- (3) 世帯主の愛の手帳が1・2度である場合
- (4) 世帯主の精神障害者保健福祉手帳の等級が1級である場合

〈問 合 せ〉 NHK首都圏局視聴者リレーションセンター東京西オフィス
〒190-8790 立川市曙町2-22-20 立川センタービル12階
電話 (042) 528-6000



水道・下水道使用料の減免

身 知 精

担当窓口 子ども子育て支援課

児童扶養手当または特別児童扶養手当を受けている世帯の料金が一部減免されます。

〈対 象〉

- (1) 児童扶養手当を受けている方
- (2) 特別児童扶養手当を受けている方

※この減免を受けるためには、申請が必要です。免除申請を行う場合は、上記担当窓口で確認印を受けた申請書、児童扶養手当証書または特別児童扶養手当受給証明書の写しを添付した申請書を、東京都水道局多摩お客さまセンターへ提出してください。

〈問 合 せ〉東京都水道局多摩お客さまセンター

立川サービスステーション 〒190-0014 立川市緑町6-7

電話 (042) 548-5110 ナビダイヤル 0570-091-100

市営自転車等駐車場(駐輪場)定期使用料の免除

身 知 精

担当窓口 交通対策課

次の項目に該当する方は定期使用料が免除されます。

- (1) 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- (2) 生活保護世帯 (3) 児童扶養手当または児童育成手当受給世帯

定期使用料の免除を希望される方は、免除が開始される前月の1日から15日の間に交通対策課の窓口で手続きをしてください。

〈問 合 せ〉交通対策課 電話 (042) 312-8672 FAX (042) 325-1380 (代表)

郵便料金の免除・特例

身 知

●無 料

- ①点字郵便物 (点字のみを掲げた内容で開封のもの、3kg以内)
- ②特定録音物等郵便物 (視覚障害者用の録音物または点字用紙を内容として、日本郵便(株)が指定する施設から差出または施設宛てのもので開封のもの、3kg以内)

●特 例 以下の郵便物は郵便料金等に特例が設けられています。(サイズにより料金が異なりますので、詳細はお問い合わせください。)

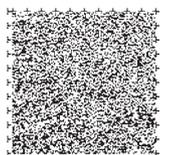
- ①点字ゆうパック (点字図書のみを掲げた内容。30kg以内)
- ②心身障害者用ゆうメール (身体に重度の障害のある方または知的障害の程度の重い方と日本郵便(株)に届け出た図書館との間で、図書の閲覧のために発受されるもの。3kg以内)
- ③聴覚障害者用ゆうパック (聴覚障害者と日本郵便(株)が指定する施設との間で発受されるビデオテープなどの録画物を内容とする。30kg以内)

〈問 合 せ〉日本郵便株式会社 お客様サービス相談センター

電話 (0120) 23-28-86



税金の軽減・各種割引



郵便はがき（青い鳥郵便葉書）の無料配布

身 知

身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度の交付を受けている方で、受付期間（4月はじめから5月末）に申込みをした方に、通常郵便はがき20枚を無料で配布（青い鳥をデザインしたオリジナル封筒に封入）します。

〈問 合 せ〉 お近くの郵便局

電話番号案内の無料利用（NTTふれあい案内）

身 知 精

NTTの電話番号案内（104番）を無料で利用できます（事前登録制）。

〈対 象〉

- (1) 身体障害者手帳をお持ちで、以下に該当する方
 - ・視覚障害 1～6級
 - ・肢体不自由（上肢、体幹または乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）1・2級
 - ・聴覚障害 2級・3級・4級・6級
 - ・音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害 3級・4級
- (2) 愛の手帳をお持ちの方
- (3) 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

〈問 合 せ〉 NTTふれあい案内 月～金曜日 午前9時～午後5時（祝日、年末年始を除く）
電話 (0120) 104-174 FAX (0120) 104-134

少額貯蓄非課税制度（マル優）

身 知 精

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳等をお持ちの方は、少額貯蓄非課税制度等により、対象者が受け取る一定の預貯金等の利子については、一定の手続きを要件に非課税の適用を受けられます。

※この制度を利用するには、預け入れ等の際に、金融機関の窓口などに障害者手帳、個人番号カードなどを提示して確認を受ける必要があります。

〈問 合 せ〉 各金融機関



税金の軽減・各種割引

